

中核的人材養成研修について

強度行動障害を有する児者の受け入れ体制強化を図るため、事業所において、チームで支援を行う上で適切なマネジメントを行い、中心的な役割を果たす人材（以下、「中核的人材」という）の養成研修を、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下、「のぞみの園」という）が実施しています。

令和8年度の受講者を下記のとおり決定しましたので報告します。

1 令和8年度中核的人材養成研修について

（1）受講者

①中核的人材養成研修（受講者）

- ・ヘルパーまほろステーションより1名
- ・障害福祉サービス事業所リーシュより1名

②中核的人材養成研修（サブ・トレーナー）

- ・多機能型事業所 sTack より1名

（2）受講期間

令和8年8月5日～令和9年2月25日（全6回）

（3）受講者の選定方法

①発達障害者支援センター「つばさ」（以下、「つばさ」という。）が実施した「令和7年度強度行動障害がある人への支援者養成研修会（以下、「支援者養成研修会」という。）」を3回受講し事例検討報告書を提出した者（以下「修了者」。）

②修了者の提出書類に対して審査員が点数付けし上位5名を選出※第一選考

③審査員が上位5名に対し面接を行い上位者から受講者を決定※第二選考
※審査員には学識経験者を含む

2 令和9年度中核的人材養成研修について

選定方法については、令和8年度に引き続き、「つばさ」が実施する「令和7年度及び令和8年度支援者養成研修会」の修了者から受講者を決定する。

なお、令和7年度の修了者については、「令和8年度支援者養成研修会」の参加を免除するが、指定する期日までに「事例検討報告書」を提出してもらうことを条件とする。

3 その他

・集中的支援施設の選定について

中核的人材を有する「北九州市福祉事業団」、「北九州市手をつなぐ育成会」及び、加算要件を満たし、かつ強度行動障害児者の受け入れ環境を有する「社会福祉法人ひびき学園」にまずは打診し検討いただいている。

北九州市

北九州市福祉事業団 北九州市発達障害者支援センター つばさ 主催

中核的人材養成研修
推薦要件となる研修です

令和8年度「強度行動障害がある人への支援者養成研修会」 開催のご案内

強度行動障害がある人への対応については大変難しく、各々の現場で試行錯誤しながらご健闘されている毎日ではないかと思えます。厚生労働省は、令和6年度より、地域の支援体制を構築していくために、「中核的人材養成研修」を実施しています。北九州市においても、強度行動障害がある人への支援体制を強化していくため、令和7年度より「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を受講した方を対象に、フォローアップ研修会を開催しています。

今年度も、下記の通り、研修会を開催する予定ですので、皆さまご多忙とは思いますが、多くの方のご参加をお待ちしています。

1 日程・内容・講師

日 時	内 容	講師	会場
令和8年10月15（木） 13：00 ～ 16：00	講義「強度行動障害がある人が地域で暮らすために必要なこと～か～むの実践が語るリアル～」 「令和7年度強度行動障害中核の人材養成研修報告」	福岡市障がい者地域生活・行動支援か～む 施設長 森口哲也氏 北九州市手をつなぐ育成会 インクルとばた 主任 紅梅翔伍氏	八幡西生涯学習総合センター大研修室（八幡西区黒崎3丁目15-3）
令和8年11月19日（木） 10：00 ～ 16：00	講義「強度行動障害がある人への支援とは」 モデルケースによる事例検討	西南学院大学 准教授 倉光晃子氏	
令和9年3月9日（火） 13：00 ～ 16：30	受講者のケースによる事例検討		

2 参加費 無料

3 対象者 10月15日：北九州市内の福祉サービス事業所に勤務している方 11月19日、3月9日：10月、11月、3月の研修会全て受講可能で、県主催等の強度行動障害支援者養成研修会(実践研修)修了者

4 定 員 10月15日 80人 11月19日・3月9日 18人（応募多数の場合、選考とさせていただきます。 昨年度受講された方も参加可能ですが、応募多数の場合は、今年度初めての方を優先させていただきます。）

5 主 催 北九州市 北九州市福祉事業団 北九州市発達障害者支援センター つばさ

6 後 援 北九州市自閉症協会 北九州LD等発達障害親の会「すばる」 （予定） 北九州市自閉症児者の未来を考える会 北九州市手をつなぐ育成会

【中核的人材養成研修について】

令和9年度の中核的人材養成研修への受講者は、本研修（全3回）を修了した者から北九州市が推薦します。詳しくは市HP「令和9年度【強度行動障害】中核的人材養成研修の受講者及びサブ・トレーナーの推薦要件について」をご覧ください。

《申込について》

- (1) 申込方法：下記 HP（研修・イベントページ）にある申込みフォームでお申込みください。
※連名でのお申込みは、不可となっております。
- (2) ※11月19日・3月9日受講希望者は、応募動機を必ずご記入ください。なお、実践研修を修了しているか確認するため、修了証（PDF）を添付ください。
- (3) 申込期限：令和8年8月25日（火）※必着
- (4) 申込先および問合せ先：

下記二次元コードからお申込みいただけます



北九州市発達障害者支援センター「つばさ」
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2
TEL：093-922-5523
HP: <http://www.tsubasa.kitaq-src.jp>

【その他】

○昼食

11月19日の昼食は、各自でご用意いただくか、近隣の飲食店をご利用ください。

○会場までの交通

＜八幡西生涯学習総合センター＞



【西鉄バス】

「西鉄黒崎バスセンター」下車、徒歩約1分

【JR】

鹿児島本線「黒崎駅」下車、徒歩約1分

筑豊電鉄「黒崎駅前」下車、徒歩約1分

【自動車】

北九州都市高速「黒崎出入口」より約6分

◎ 駐車場は有料です。駐車料金の補助はありませんので、ご了承ください。

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※ お申込み多数の場合は、選考となります。全員に参加可否の連絡をいたしますが、9月4日（金）までに連絡がない場合は、お手数ですが、上記申込先および問合せ先までお知らせください。

※ メールの返信がない場合は、「受信拒否設定」や「迷惑フォルダ設定」にしていないか、ご確認ください

令和8年8月24日
令和8年度第1回 発達障害者支援地域協議会



北九州市における 地域生活支援拠点の整備



北九州市 保健福祉局
精神保健・地域移行推進課

地域生活支援拠点等事業について

■事業概要

障害のある方の重度化、高齢化や「親亡き後」の
生活の安心を見据え、地域生活への移行や
地域生活の継続を推進し、障害のある方やその
ご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていける
ように、居住支援のための機能を整備するもの。

地域生活支援拠点等事業について

■目的

- ・ 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・
短期入所等の活用
- ・ 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から
グループホーム、一人暮らし等への生活の場の
移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

地域生活支援拠点等事業について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う「地域生活支援拠点等」について、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともにその整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

(改正後 障害者総合支援法第77条第3項)



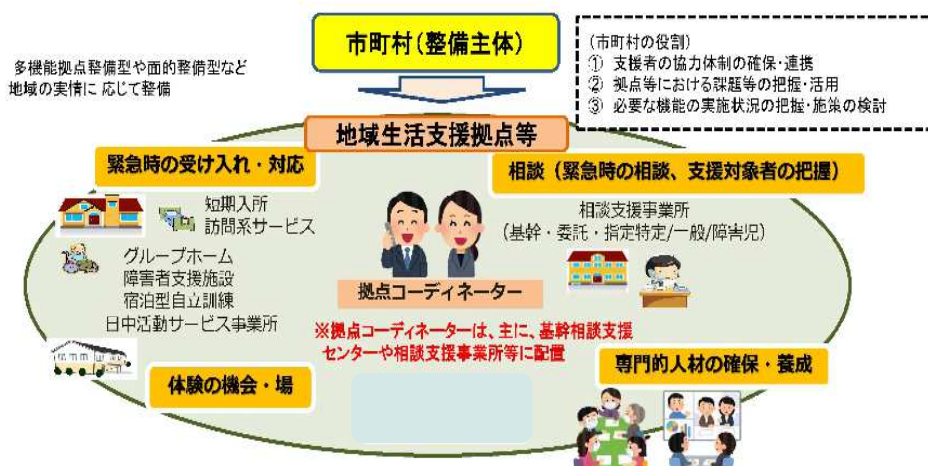
<地域生活支援拠点等が担うべき機能>

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場の提供
- ④ 専門的人材の確保・養成等

地域生活支援拠点等事業について（担うべき機能）

機能	内容
相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を 事前に把握・登録 した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場の提供	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して 専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

拠点のイメージ



令和7年度 相談支援従事者指導者養成研修（厚生労働省）資料より

拠点登録事業者一覧①（令和8年3月時点）

No	事業者名	事業所名	所在地	サービス種別
1	一般社団法人 Q-ACT	Q-ACTやはた	八幡西区	特定相談支援 一般相談支援
		Q-ACT北九州	小倉北区	特定相談支援 一般相談支援
		ACTホーム北方	小倉南区	短期入所 共同生活援助
		ACTホームやはた	八幡西区	短期入所
2	社会福祉法人 光の子会	ひかり相談支援事業所	門司区	特定相談支援 障害児相談支援
		ホームひかり	門司区	短期入所 共同生活援助
		ひかり工芸舎	門司区	生活介護 就労継続B型
		たにまち光舎	門司区	就労継続B型
3	株式会社 ラフラ	ソーシャルマネジメントセンターま へる相談支援室	八幡西区	特定相談支援 障害児相談支援
	株式会社 七絆	相談支援せり	八幡西区	特定相談支援 障害児相談支援
	麻生介護サービス 株式会社	アップルハート八幡西 相談支援センター	八幡西区	特定相談支援 障害児相談支援
	株式会社 ふらっと	ふらっと折尾	八幡西区	短期入所 共同生活援助
	合同会社 サンプロ	訪問看護ステーション COCO八幡	八幡西区	訪問看護

拠点登録事業者一覧②（令和8年度追加で選定した事業所 その1）

No	事業者名	事業所名	所在地	サービス種別
4	株式会社リノ	相談支援ルームおひさま	小倉北区	特定相談支援 障害児相談支援
	北九州福祉 サービス株式会社	きたふく相談支援センター	小倉北区	特定相談支援 障害児相談支援
	有限会社スマイル	相談支援センタースマイル	小倉北区	特定相談支援 一般相談支援
	Bespoke Life 株式会社	かーむ	小倉南区	短期入所 共同生活援助
5	社会福祉法人 あきの会	特定相談支援事業所 なないろ	小倉北区	特定相談支援
		短期入所事業所なないろ	小倉北区	短期入所
		医療型特定短期入所 事業所なないろ	小倉北区	医療型特定短期入所
		生活介護事業所 想	小倉北区	生活介護

拠点登録事業者一覧③（令和8年度追加で選定した事業所 その2）

No	事業者名	事業所名	所在地	サービス種別
6	社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会	北九州市立浅野社会復帰センター	小倉北区	就労移行支援
				就労継続支援 B型
				一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援
				地域活動支援センターⅡ型
	株式会社 MIRAI	ミライホーム北九州	小倉北区	共同生活援助 短期入所
		ミライホーム馬借	小倉北区	
		ミライホーム黒崎	八幡西区	
		ミライホーム黒崎 サテライト住宅	八幡西区	
		ミライホーム江南町	小倉北区	
		ミライホーム戸畑	戸畑区	
		ミライホーム菊陵	小倉北区	
		ミライホーム石田	小倉南区	
7	社会福祉法人 絆の会	療養介護事業所 ひなた家	八幡西区	療養介護
		生活介護事業所 らいふ	八幡西区	短期入所 生活介護
		相談支援事業所 ひなた家	八幡西区	特定相談支援

受け入れケース（例）

① 本人の状況

- ・ 両親と本人の3人暮らし
- ・ 脳性麻痺
- ・ 特別支援学校卒業後は、障害福祉サービスを利用することなく、在宅のみ
- ・ 発語がなく、意思疎通は困難
- ・ 健康状態については、詳細不明

受け入れケース（例）

② 介入に至るまで

- ・ 母親担当の介護支援専門員から、相談支援専門員に協力依頼
- ・ 年末に相談支援専門員が介入を開始したが、障害福祉サービス利用の意向なし
- ・ 年明けに主たる介護者の父が急逝

受け入れケース（例）

③ 介入当初の様子

- ・ 2月に自宅訪問した際には、ADL全介助
- ・ 母が認知症のため、本人の正確な情報収集が困難
- ・ 身体障害者手帳や重度障害者医療証を紛失
- ・ 本人の介助のため、母は自分のデイサービス利用を中止しており、自分のことで手一杯の状態
- ・ 別居の兄が仕事の合間でおむつ交換

受け入れケース（例）

④ それぞれの意向

本 人…意向確認できず

兄 …親が亡くなった時に備えて、障害福祉サービスの利用を少しずつ進めたい

母 …家族と離れて生活した経験がないため、本人がサービス利用ができるかどうか心配

支援者…サービス利用開始まで時間がかかるため、
どうにか介助者（兄）の負担軽減を図りたい

受け入れケース（例）

⑤ 緊急受入後

- ・今まで病院受診をしたことがなく、かかりつけ医がないため、本人の健康状態が正確に把握できない
- ・浮腫や食事量のムラがあり、病院受診をしたいが、本人に関する情報が乏しいため、診察してくれるドクター探しに苦慮